

観音墓納骨申込書C

(預かり期間有り、期間満了後合葬)

申込日 年 月 日

宗教法人 本應寺 様

本應寺観音墓納骨規程Cを承諾の上、納骨を申し込みます。

申込者住所

申込者氏名

印(自署)・TEL.

連名

印(自署)・TEL.

連名

印(自署)・TEL.

被納骨者氏名(故人名)と預かり期間

①氏名

年 月 日～ 年 月 日まで 年間

②氏名

年 月 日～ 年 月 日まで 年間

■「納骨料50,000円+年間預かり料5,000円に預ける年数を乗じて得た額」×人数(壺数)

本應寺観音墓納骨規程C

第1条 本規程は、管理者本應寺(以下管理者という)の観音墓に、納骨(改葬を含む)を希望し、承諾を受けた者(以下使用者という)が、納骨についての適正を図ることを目的とする。

第2条 使用者は本應寺檀家およびその関係者とする。

第3条 納骨を希望する者は、本規程を承諾の上、「納骨申込書」にて申込みすることができる。

2.納骨料は納骨時に管理者に支払わなければならない。一体(壺)、五万円、年間預り料は五千円とする。

3.納骨後の遺骨の預かり期間は1年から12年までとする。(再申込みにより延長することができる)

4.納骨後の遺骨は位牌堂に安置され、預かり期間満了後は観音墓に合葬される。その際に通知はしない。

5.納骨後の遺骨については預かり期間内は閲覧できる。また、返還することができる。ただし、途中で解約した場合の納骨料の返還はしない。また、預かり期間が満了した遺骨については返還しない。

6.本應寺の墓地を使用している場合、その使用権利は破棄され、原状回復後、管理者へ返還すること。

第4条 納骨に当たっては、市町村長発行の火葬許可証、改葬については改葬許可書を提出すること。

第5条 規程の前各条に定めのない事項については、法令の定めによるほかその都度、管理者で決定する。

付則、本規程は2021年1月1日より施行する。

※領収証No.

※火葬許可証または改葬許可証の 有・無

※位牌堂安置日

年 月 日